

呉市地域公共交通協議会規約の一部を改正する規約の制定について
呉市地域公共交通協議会規約の一部を改正する規約を次のように定める。

呉市地域公共交通協議会規約の一部を改正する規約
呉市地域公共交通協議会規約の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
呉市公共交通協議会規約	呉市公共交通協議会規約
第 1 条 略 (協議事項)	第 1 条 略 (協議事項)
第 2 条 略 (1) ～ (3) 略 (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客 運送の態様及び運賃、料金等に関する こと。 (5) ～ (8) 略	第 2 条 略 (1) ～ (3) 略 (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客 運送の態様等に関すること。 (5) ～ (8) 略
第 3 条～第 8 条 略 (分科会)	第 3 条～第 8 条 略 (分科会)
第 9 条 略	第 9 条 略
	<u>2 前項の規定にかかわらず、道路運送法 第 9 条第 4 項に規定する運賃等について 協議する場合は、別に定める分科会にお いて協議を行わなければならない。</u>
<u>2</u> 略	<u>3</u> 略
第 1 0 条～第 1 3 条 略	第 1 0 条～第 1 3 条 略

付 則

この規約は、令和 6 年 2 月 日から実施する。